

## 青森競輪場内の撮影について（お知らせ）

青森競輪場内で写真・映像等を撮影する際は、下記の禁止事項にご注意ください。

### 撮影した写真、映像等の用途

個人で楽しむ範囲とし、販売、営利目的の撮影は禁止します。

### 撮影禁止の場所

本場開催日においては、立入禁止場所での撮影は禁止します。

### 禁止事項

- (1) 他のお客様に対しカメラを向ける等の迷惑行為
- (2) フラッシュを用いての撮影
- (3) 三脚、一脚、脚立、棒状の撮影器具（自撮り棒等）を使用すること及び場所取り行為
- (4) 競走路周囲の金網に登る行為、その他危険な方法による撮影
- (5) ドローン、ラジコン飛行機等（航空法第2条に規定される無人航空機）を用いた撮影
- (6) その他、競輪開催に支障を来す撮影

### その他

- (1) 場内取締委員、警備員の注意には従っていただきます。
- (2) 場内取締委員の指示に従わない場合は、退場を命じる場合があります。
- (3) フラッシュを用いて競走を妨害する行為があった場合は、自転車競技法第64条（偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する）により罰せられることがあります。
- (4) 撮影した写真・動画に他のお客様が特定できるような形で写り込んでいた場合は、該当する写真・動画を速やかに消去していただきます。

平成30年5月26日  
青森競輪開催執務委員長